

## 委託業務代行保証契約書

奈良市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）が令和 年 月 日に締結した「奈良市立神功こども園給食調理業務委託契約」（以下「本契約」という。）第20条に規定する委託業務代行保証人（以下「代行保証人」という。）について、発注者、受注者及び代行保証人は、以下のとおり委託業務代行保証契約を締結する。

### （代行保証人の選任）

第1条 受注者は、給食提供の安定性を担保するため、万一委託業務の不履行があった場合、又は委託業務が実施できなくなった場合に代替して委託業務を履行する代行保証人を選任する。

2 代行保証人は、本業務の入札の際に附された入札参加条件を満たす者でなければならない。

### （業務の代行）

第2条 発注者は、次の各号のいずれかにより、受注者が一定期間業務の一部又は全部を遂行することが困難であるとき、又はそのおそれがあると認めるときは、代行保証人に対し、委託業務の代行を求めることができる。

（1）受注者が食中毒により営業停止等の処分を受けたとき。

（2）受注者から争議行為等による委託業務の代行の申し出があるとき。

（3）その他受注者による業務の遂行が困難であると発注者が認めるとき。

2 代行保証人は、前項の規定により委託業務の代行の請求があったときは、受注者に代わって委託業務を履行しなければならない。ただし、この場合であっても、受注者の義務は免責されない。

### （本契約の代行保証人への適用）

第3条 代行保証人が受注者に代わって委託業務を履行するときは、発注者及び受注者に関する本契約の規定を発注者及び代行保証人の間に適用する。

2 代行保証人は、本契約に定める契約代金その他の契約内容の変更を発注者に求めてはならない。

### （代行保証人への委託料の支払い）

第4条 発注者は、代行保証人が受注者に代わって委託業務を履行したときは、その部分に係る委託料を代行保証人に支払うものとし、代行保証人が履行した部分について、受注者は何らの請求権を有しないものとする。

2 前項の規定による支払いは、代行保証人が委託業務を履行した日数に応じ、委託料の月額につき本契約第10条第3項に定める引渡しを行うべき日数を基礎とする日割りにより計算した額を支払うものとし、この計算によって得られた額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(受注者の賠償責任)

第5条 受注者は、代行保証人が受注者に代わって委託業務を完了した場合においても、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(代行保証人の資格の喪失)

第6条 発注者は、代行保証人が本契約第17条から第19条までのいずれかに該当するときは、この代行保証契約を解除することができるものとする。

2 受注者は、前項の規定により代行保証人が欠けたときは、遅滞なくその補充をしなければならない。

(協議)

第7条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、発注者、受注者及び代行保証人が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するために、この契約書3通を作成し、発注者、受注者及び代行保証人がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市  
奈良市長 仲川 元庸

受注者

代行保証人